

JA ひろしまにおける不適切な共済契約について

1 要旨

農業協同組合法（昭和32年法律第132号）第93条第1項に基づき県が発出した令和6年3月19日付け報告徴求命令に対し、ひろしま農業協同組合（以下「JA ひろしま」という）から8月13日付けで報告があったため、概要を報告する。

2 経緯

- JA ひろしまに対する常例検査（1月15日～26日）で、建物更生共済の同一物件での再加入契約において、異なった建物所在地で登録されている契約がある旨の内部通報を把握し、直ちに内部調査を行うよう指示した。
- 2月から3月上旬にかけて、JA ひろしまから共済推進の実績計上のために建物所在地を改変した不適切な契約が複数件あると報告を受けた。
- 県は、詳細調査により事実把握と背景・要因分析の求める必要があると判断し、報告徴求命令（3月19日付け）を発出した。
- JA ひろしまから調査と整理に時間を要するとして報告期限の延長申請があり、5月28日付けで当初期限の6月10日を8月13日に延長することを承認した。

3 報告の概要

（1）建物所在地改変の端緒

共済事業では契約内容に応じて渉外担当者に推進ポイントが付与される制度としており、各渉外担当には年間の推進目標となるポイント数が設定されている。

更新契約より新規契約に高いポイントが付与されることから、意図的な「新規契約扱い」を防ぐため、新旧契約の同一性を「建物所在地」をキーにマッチングシステムでチェックする仕組みとしていた。

今回の案件は、建物所在地を改変することで「新規契約扱い」としていた。

（2）マッチング逃れに係る建物更生共済契約

システム上「新規契約扱い」と判定された契約は、令和5年4月から令和6年1月までの間、4地域本部16支店351件、関与した渉外担当者は36名であった。

そのうち単純ミスなどを除き意図的な不適切契約は、3地域本部12支店307件、関与した渉外担当者は29名であった。

表1 地域本部別のマッチング逃れに係る契約状況

地域本部名	マッチング逃れとなった契約					
				うち意図的な不適切契約		
	支店数	契約件数	渉外担当数	支店数	契約件数	渉外担当数
安芸	1	2	1	1	2	1
呉	3	10	4	3	9	4
広島中央	11	338	30	8	296	24
三原	1	1	1	0	0	0
合計	16	351	36	12	307	29

(3) マッチング逃れに係る不適切な契約における建物所在地改変の手法

手法は、『ー(ハイフン)をー(漢字)に改変』が最も多く、次いで『枝番地の追加・削除』であった。

表2 不適切な契約における建物所在地改変の手法

所在地改変の手法	契約件数
ー(ハイフン)をー(漢字)に改変	185
枝番地を追加・削除	77
建物名称を外国語表記等に改変	8
0(ゼロ)を○(マル)、○(アルファベット)等に改変	7
その他	30
合計	307

(4) その他

共済証書の補正及び差替えは完了しており、共済金の支払に関して、契約者に不利益はないとしている。

4 今後の対応

- JA ひろしまから報告のあった「複数の渉外担当者が関与した背景・要因」、「広島中央地域本部での改変件数が多い背景・要因」、「共済契約者等に生じうる不利益」及び「実績評価制度への影響」について検証、評価を行う。
- 本件は法定受託事務のため、農林水産省に法解釈及び対応方針を協議しながら法令等に則り厳正に対処する。